

令和8年度 墨田区商店魅力アップ支援事業

意欲ある区内店舗のみなさま

魅力的なお店づくりを支援します！



## ■ 支援内容 ■

### STEP1 経営プランの作成

商店の魅力アップに向けた経営プランの作成支援を行います。

### STEP2 経営プランの実施支援

作成した経営プランに基づき実施する改善事業について、費用の一部を補助します。

※ 補助率は1/2（商店会加盟店は2/3）、上限50万円

※ 提出書類や経営プランの内容を審査の上、対象者を決定します

### STEP3 アフターフォロー（翌年度以降）

経営プランに基づく取組み等を確認するため、店舗へ訪問してヒアリングします。

経営プランに基づいて行う事業への補助金があります



～対象者～ 次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 区内で引き続き1年以上営業している商店(※)（チェーン、フランチャイズ店除く）
- (2) 前年度の法人都道府県民税又は市区町村民税の滞納がない
- (3) 過去に本事業の補助金交付を受けていない

※ 商店：店舗を構え一般消費者を対象に商品やサービスの提供を行う小売、飲食、サービス業等

## 申込要領

期 間：令和8年5月11日（月）～5月29日（金）

受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日は除く）

提出書類：① 商店魅力アップ支援事業申請書

② 確定申告書及び決算書の写し（法人の場合は定款を含む）

③ 商店の概要が分かるもの（パンフレットや会社案内、マップ等）

④ 商店の画像（外観、内装）を印刷したもの

※ ①～④を2部ずつご用意ください（産業振興課・すみだビジネスサポートセンター用）

応募方法：提出書類を産業振興課へ持参・郵送（必着）のいずれかで提出してください。

※ 申請書類は産業振興課で配布（ホームページからもダウンロード可）

お問合せ

墨田区 産業観光部 産業振興課（区役所14階）

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

電話：03-5608-6187

※ 受付時間は平日9:00～17:00

メール：SANGYOU@city.sumida.lg.jp



ひと、つながる。  
墨田区

## ～事業の流れ～

### 本事業への申込み

- 令和8年5月11日(月)～5月29日(金)午後5時まで

### 経営プラン作成

- 区役所1階のすみだビジネスサポートセンターにて経営プランの作成支援を行います。

※すみだビジネスサポートセンターは予約制ですので、ご注意ください。

すみだビジネスサポートセンター 〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20  
電話：03-5608-6360 FAX：03-5608-6721 平日9～17時

### 補助金の申請

※予算に達し次第、募集を終了します。

- 令和8年7月1日(水)～31日(金)午後5時まで

- ①補助金交付申請書 ②前年度の法人都道府県民税納税証明書(個人事業主は市区町村民税)  
③履歴事項全部証明書(個人事業主は開業届又は営業許可証の写し) ④作成した経営プラン  
⑤補助対象事業の経費明細内訳書 ⑥商店会に加盟していることを証明するもの(商店会加盟店の場合)

### 書類審査

※令和8年8月中旬頃までに順次補助金の交付決定をし、通知します。

- 提出書類や経営プランの内容を審査の上、補助金交付対象者を決定します。

### 改善事業の実施

- 区補助金交付決定が下りてから、事業を実施してください。  
○改善事業の成果物等には、本事業のステッカーを貼り付けてください。



商店魅力アップ支援事業ステッカー

### 完了報告

※最終期限を過ぎた場合は、補助金をお支払いできません。

- 事業終了後速やかに(最終期限：令和9年2月26日(金)まで)以下の書類をご提出ください。

- ①完了報告書 ②収支明細書 ③補助金請求書・支払金口座振替依頼書  
④支払いが証明できる領収書等 ⑤写真等、成果が確認できるもの ※詳細は募集要領を参照

### 補助金交付

- 書類を審査し、提出から約1～2か月で補助金をお支払いします。

### アフターフォロー

- 翌年度以降に店舗へ訪問し、経営プランの実施状況や改善事業の効果を確認させていただきます。